

主催 日本商工会議所・仙台商工会議所

第213回珠算能力検定試験受験要項

1. 施行期日

平成30年6月24日(日)(第123回段位認定試験も同日施行)

◆受験対象者……………段位認定、特級～6級の受験希望者

※段位認定並びに特級から6級の珠算検定試験以外の種目・級は当所では実施致しません。

2. 施行時間

◆特・1・3・5級----- 9：15開始～10：00

◆2・4・6級----- 10：35開始～11：20

◆準1・準2・準3級---- 10：35開始～11：20

◆段位認定試験----- 10：35開始～11：55

※時間に遅れないこと。(自家用車・自転車・バイク等での乗り入れは禁止)

3. 試験会場

仙台商工会議所(仙台市青葉区本町2-16-12)

4. 申込期間

平成30年4月27日(金)～平成30年5月18日(金)

申込受付は、平日、午前9時から午後5時20分まで(※土・日・祝祭日を除く)

5. 申込場所

仙台商工会議所・検定担当(仙台市青葉区本町2-16-12)

6. 受験資格

学歴・年齢・性別・国籍不問。

7. 申込手続

①所定の「受験申込書」に必要事項を記入の上、受験料を添えて仙台商工会議所までお申込みください。(受理した申込書及び受験料は試験中止等の事情以外は返却しません)

②各級併せて受験する場合は各級ごとに申込書を提出し、受験料を納付ください。

③申込書は楷書で正しくはっきりと書くこと。申込書に不備な点がある場合は、受付ができない場合があります。(申込受付以後の変更、取消しは認めません)

④受験票は申込書及び受験料と引換えに交付する。受験票は試験当日必ず持参すること。なお受験票は合格証書を受け取るまで紛失しないようご注意ください。

※なお、同一回の検定試験における重複受験、同一回の認定試験における重複受験は認めません。

※申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、検定試験施行における本人確認、受験者・合格者台帳の作成、合格証書・合格証明書の発行及び検定試験に関する連絡、各種情報提供の目的にのみ使用します。

8. 受験料

〈1級〉2,300円、〈2級〉1,700円、〈3級〉1,500円、〈4～6級〉1,000円

〈準1級〉2,000円、〈準2級〉1,600円、〈準3級〉1,300円

〈段位〉2,900円、〈段位：珠算のみ受験〉2,500円、〈段位：暗算のみ受験〉1,200円

9. 合格基準

【能力検定】各級の満点は300点とし、特級は300点、1～3級・準1～準3級は240点以上、4～6級は210点以上で合格とします。

※段位認定は申込書に記載の合格基準表による。

10. 1級満点合格者の表彰について(珠算能力検定のみ)

特級・1級受験者で、全科目を満点合格し、さらに日本商工会議所において再審査の上、合格した者については、日本商工会議所並びに仙台商工会議所より、これを表彰する。

なお、1級満点合格者は、表彰申請に必要な書類を仙台商工会議所宛提出すること。

11. 合格発表

平成30年7月4日(水)12:00

仙台商工会議所1階掲示板並びに同所ホームページ(<http://www.sendaicci.or.jp/>)にて発表。

※電話・メールによる合否・成績のお問い合わせ、試験問題の内容に関する質問には一切応じられません。答案・解答はいかなることがあっても一切返却・公表しません。

合格証書は合格発表から約50日後に、仙台商工会議所にて受験票と引き換えで交付します。交付開始日の詳細についてはお問い合わせください。

【受験上の注意(全受験者共通)】

1. 集合時刻を間違えないこと。時間に遅れると原則受験できません。
2. 受験者は、集合時刻までに入場し、指定された受験場の席につくこと。
3. 受験するときに持参するもの。
(1)受験票 (2)筆記用具(黒鉛筆) (3)そろばん
(4)身分証明書(原則として、氏名、生年月日、顔写真のいずれも確認できるもの。運転免許証、学生証など)。ただし、小学生以下は必要ありません。
4. その他の注意
①計算開始の合図があるまでは、文ちん・下敷きなどを用いて、計算の準備をしないこと。
②計算開始の合図があるまでは、問題用紙を開かないこと。
③アラーム時計を使用するときは、音を出さないようにすること。
④受験票を紛失又は忘れた場合には、試験当日、試験開始前に再交付を受けて受験すること。
⑤携帯電話の電源は完全に切れるようにしておくこと。

◆答案記入上の注意

【全級共通】

- ①答は、定められた欄の中に、はっきりと書くこと。
- ②答をたてに書いたり、二段に書いたりしないこと。
- ③答を書き直す場合、定められた欄の中に書けないときには、欄外に書いて、答の頭にその問題の番号を○または()で囲むか、その欄またはその問題と矢印で結んで書くようにすること。
- ④答を二つ以上書いたり、同じ数字やコンマ・小数点でも二重に書いたり、なぞったりしないこと
- ⑤答を書き直す場合は、その答を全部横線で消して書き直すこと。消しゴムの使用は禁止

【4~6級以外、共通】

- ⑥答の1の位または円の位以上には、3位ごとにコンマ「,」をつけること。
- ⑦無名数の答は、次の例のように書くこと。
(例) 0.25 1,427.39 2,905,406
- ⑧端数の処理をした無名数の答は、次の例のように書くこと。

(例) 小数第3位未満の端数を四捨五入したとき。

そろばん面	答
0.4595 ……	0.460 0.46
5.2004 ……	5.200 5.2 (5.20とは書かないこと)

- ⑨端数の処理をしなかった無名数の答は、次の例のように書くこと。

(例) そろばん面 答
0.45 …… 0.45 (0.450とは書かないこと)
5.2 …… 5.2 (5.20とは書かないこと)

- ⑩名数の答は、次の例のように書くこと。

(例) ¥9,528 ¥9,528. 9,528
(¥9,528.0 ¥9,528¥ ¥9,528円 9,528¥のような書き方はしないこと。)
〔注〕 答の頭には、円の記号(¥)をつけるのが原則であるが、つけなくてもよい。

- ⑪コンマや小数点は、数字の間に書き、数字に触れたり、数字に重ならないようにすること。

◆試験に関するお問い合わせは

仙台商工会議所・検定担当 TEL022-265-8124